

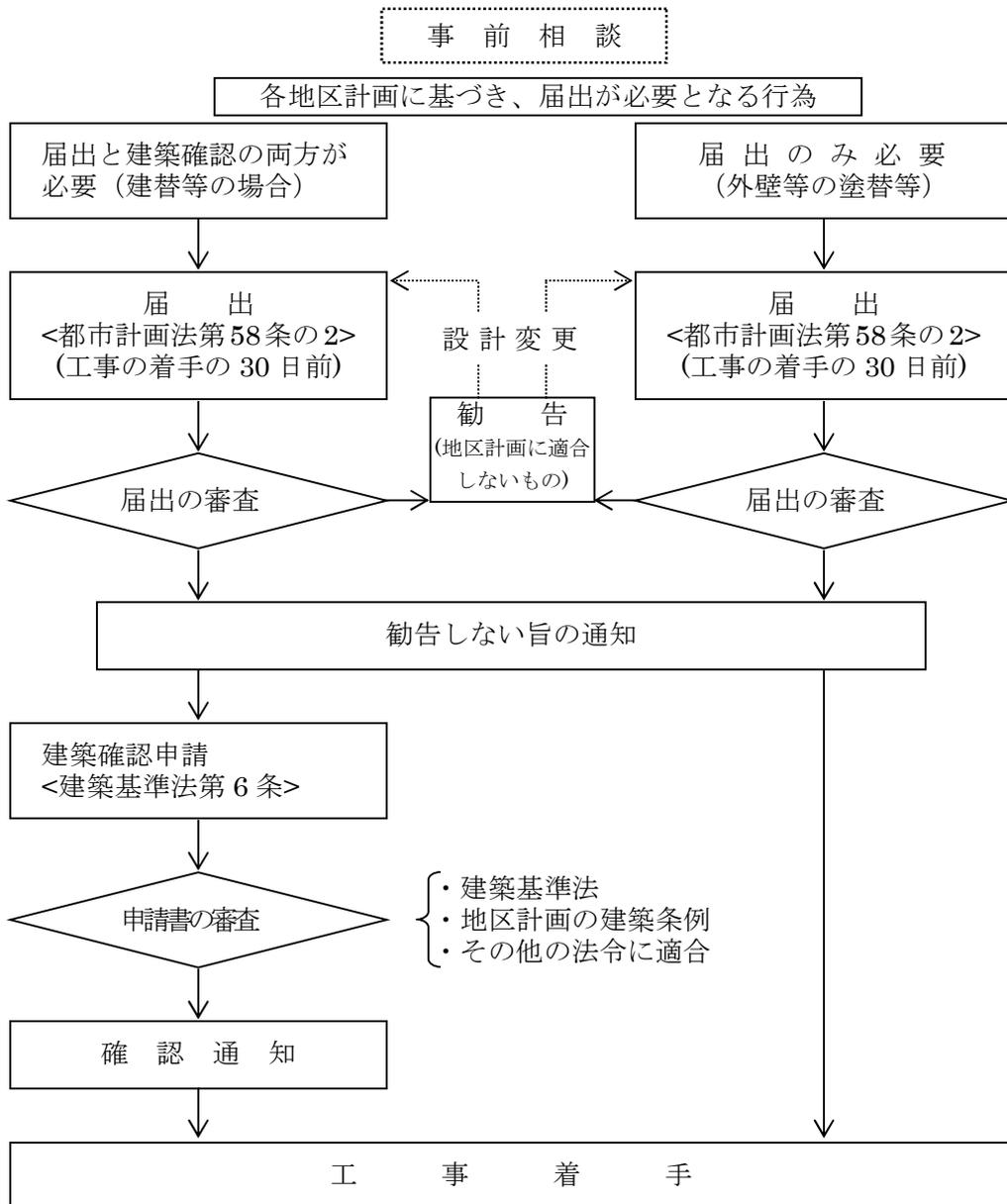
# 各地区計画区域内における建築等の届出について

## (1) 届出の必要な行為

各地区計画の区域内で届出を必要とする行為は、次のとおり。

- ①土地の区画形質の変更（切土、盛土、道路、宅地の造成など）
- ②建築物の建築、工作物の建設、建築物等の用途の変更
- ③建築物・工作物の意匠（外壁の色彩、形態等）の変更
- ④木竹の伐採

## (2) 届出から工事着手まで



### (3) 届出に必要な添付書類

届出に必要な図書は、下表のとおりです。

添付図書一覧表

	行為の種別	図面	縮尺	備考
①	②～⑤に共通	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示。
②	土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示。
		設計図	1/100 以上	切土、盛土の範囲等を表示。
③	建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の 変更	配置図	1/100 以上	敷地面積が判定できるもの。敷地内における建築物等の位置及び門、塀、垣、さく、広告物等の位置を表示。
		平面図	1/50 以上※	各階平面図。(建築物である場合に限る。)
		立面図	1/50 以上※	二面以上。屋根及び外壁の色彩等を表示。
		断面図	1/50 以上	二面以上。
		緑化図	1/100 以上	緑化率が算定できるもの(緑化率の最低限度が定められている場合に限る。)
		その他必要な 図面		各地区計画の内容を確認するための図面が必要となります。 (例) 【地区計画全体】 ・用途が確認できるもの 【環状七号線沿道地区計画】 ・建築物が防音上有効な構造であることを確認できるもの 【志茂地区防災街区整備地区計画】 ・建築物の構造に関する防火上必要な制限(準耐火建築物等)が確認できるもの ・建築物の特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を確認できるもの など
④	建築物等の形態又は意匠の変更	配置図	1/100 以上	敷地面積が判定できるもの。敷地内における建築物等の位置及び門、塀、垣、さく、広告物等の位置を表示。
		立面図	1/50 以上※	二面以上。屋根及び外壁の色彩等を表示。
⑤	木材の伐採	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域を表示。
		施行図	1/100 以上	当該行為の施行方法を表示。
その他必要と認める書類：必要に応じて公図、土地や建物の登記簿謄本、測量図など				

※印の図面は1/100でも可。

#### 【注意事項】

- (1) 壁面後退距離(有効幅員)、屋根・外壁の色、垣又はさくの構造等、必要事項は適宜図面に記入すること。
- (2) この届出書には、上記の図書及びその他参考となる事項を記載した図書を添付すること。
- (3) 敷地面積・建築物の規模等を示す建築概要等について図表を用いて提示すること。  
(建築確認申請が必要なものについては、確認申請時と同様の書類を添付すること)
- (4) 行為に着手する日の30日前までに正・副各一部ずつ提出すること。
- (5) 建築確認申請等の他の手続きを要する行為については、それらの手続きに先立って届出を行うこと。
- (6) 届出が代理者である場合においては、「委任状」を提出すること。
- (7) 届出の行為(設計又は施行方法)を変更した場合には、変更届出書(添付図書を含む)を提出すること。